

令和 8 年度 知立駅周辺まちなかウォークブルプロジェクト仕様書

1 事業の目的

知立駅周辺エリアプラットフォームは、まちづくりの将来目標の一つとして交流人口増加を目指しており、エリアにおける商業集積を実現するための具体的取組とその実施体制に関する議論をするために商業戦略部会を立ち上げ、短期・中期・長期に取り組むこととしている。

今回は短期の施策案として、知立駅周辺の公共空間等を利用し、知立駅周辺の魅力の向上や新たな来訪者を増やすとともに、地域の回遊性を高め、周辺店舗等への波及効果が期待できるイベント等の開催を実施するにあたり、プロポーザル（企画提案）方式により委託先を選定することとします。

2 委託内容

（１）（イベント等）

「B.LEAGUE ALL STAR GAME」の開催に伴うスタンプラリーと連動し、地域の回遊性を促進する内容とする。

イベント等の開催日について、原則令和 9 年 1 月 17 日（日）とし、ちりゅっぴの庭（知立駅前暫定広場）にて、「B.LEAGUE ALL STAR GAME」を放映するパブリックビューイングを実施することとする。なお、天候不良等により開催中止が予見される場合は、速やかに協議することとする。

（２）（飲食・物販等）

下記留意事項に従い、飲食・物販等のブースを設置すること。飲食物においては、保健所の許可を得ている品目とし、販売者は許可証を必ず携帯すること。

物販においては「B.LEAGUE ALL STAR GAME 公式グッズ」を取扱うブースを設置することとする。なお、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグとの協議により設置できなかった場合は、この限りではない。

【留意事項】

- ・ 出展料は無料とする。
- ・ 知立駅周辺エリアプラットフォーム商業戦略部会が指定する店舗が出店できるよう配慮すること。

（３）（広報活動）

イベント内容等の詳細を案内するポスターやチラシを作成するとともに、シティドレッシングにより、広く周知し、地域の回遊性を促進するよう誘客を行うこと。

シティドレッシングの内容については、等身大パネルやフラッグ、のぼり旗、フォトスポット等を想定し、その他内容の提案も受付けるものとする。

シティドレッシングの場所については、ちりゅっぴの庭や知立駅周辺の工事堀、知立駅周辺送迎車両乗降場、街路樹、街路灯、植栽体、横断防止柵等とする。また、その他の場所の提案も受付けるものとする。

なお、設置の許可について、各施設管理者等関係機関と協議を実施することとする。

（４）（実施場所）

イベント等の実施場所として、ちりゅっぴの庭（知立駅前暫定広場）をメイン会場とする。また、その他会場として知立駅周辺送迎車両乗降場や知立南北線の歩道部等を使用する場合、管理者と協議を実施すること。

なお、その他会場の提案も受付けるものとする。

（５）（その他）

・ 上記以外においても、当事業において適した行事を催す場合は、受託者、発注者双方協議のうえ決定する。また、イベント等開催において近隣店舗、住民、工事関係者に対し配慮が必要とする場合は、事前に近隣店舗、住民、工事関係者に対し承諾のうえ開催とする。

- ・ 芸能人・著名人・インフルエンサーを少なくとも１名イベントに出演させるも

のとする。芸能人・著名人・インフルエンサーの選定にあたっては、知名度や出身地、イベントとの親和性を考慮する。なお、最終決定は本プロポーザルによる優秀提案者決定後、発注者との協議を経て決定することとする。

・イベント開催当日は、知立市マスコットキャラクター“ちりゅっぴ”を活用することとする。

3 委託期間

契約日より令和9年1月29日（金）まで

4 開催時間

原則6時から22時までの間に5時間以上開催することとする。

演奏や歌唱等の大きな音が発生する催しの取扱いについては、原則「ちりゅっぴの庭利用ガイドブック」に基づくものとする。

5 開催判断

- （1）雨天等でイベント等開催できないと判断したときは、中止とする。
- （2）中止の決定はイベント当日開始時間2時間前を目安とする。
- （3）その他の事由での開催判断をする場合は、受託者、発注者双方協議の上決定する。
- （4）中止時の費用について提案するものとする。

6 業務実施体制

（1）実施責任者の配置

本事業の進捗を適切に管理できる実施責任者を1名配置すること。

また、イベント等の問い合わせ先をポスター、チラシ等に記載すること。

（2）実施計画

イベント等の実施計画書の作成及び業務全体のスケジュール管理を行うこと。

各イベントの実施について開催の1カ月前までに内容を、改めて発注者に報告し、

承認を得なければならない。

(3) イベント等の管理体制

会場設営の実施計画に基づく資材・機材の調達、会場の設営、案内サイン・パネルの設置、スタッフ・出店者の手配、ステージの進行管理、ごみ処理（イベント終了時の清掃含む）、出店者や一般参加の駐車場・駐輪場への誘導や、一般参加者の会場内誘導、関係機関との調整、芸能人・著名人・インフルエンサーの控室等の手配、ちりゅっぴのアクターの手配など、イベント全体の円滑な運営管理を行うこと。

(4) イベント開催時における安全管理体制

イベントの特性に応じ、来場者の誘導及び安全確保の体制をとり、来場者等の損害に対応するためイベント保険に加入するなどする。

7 その他の事項

(1) 業務の適正な実施に関する事項

① 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、その一部を委託することができる。

② 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、知立市個人情報保護条例（平成13年9月26日条例第29号）に準じ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報に努めること。

③ 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様とする。

④ 著作権の取扱い

受託者が業務を行うに当たって生じる著作権及び使用する著作物の取扱いについては、別記による。

⑤ その他

本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、受託者、発注者双方協議により業務を進めるものとする。

また、受託者がこの契約に違反したとき、又は委託の継続を不適當と認めたときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生ずることがあっても、発注者はその損害を賠償しないものとする。

(2) 妨害又は不当介入に対する通報義務

契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係又は社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。

(3) 経費への充当

協賛企業・団体から集めた協賛金等の収入を事業経費に充てることができる。ただし、事業完了後の収支について、赤字分の委託料の増額は認めない。黒字分については、委託先の取り分とする。